

指導行政のポイント

本格化する“指導力不足教員”への対応

菱村 幸彦

長年、学校現場で問題となりながらも、なかなか表立っては取り上げられなかった指導力不足教員への対応がやっと本格化してきた。

来年度からは全都道府県で実施

9月12日、文部科学省は、都道府県と指定都市の教育委員会における指導力不足教員の人事管理の取組み状況を公表した。

文科省調査によると、指導力不足教員の認定等を実施した都道府県教委と指定都市教委は33教委に達し、残りの26教委も平成16年3月までには実施する予定という。

平成13年に地方教育行政法の改正により、指導力不足教員の転職措置が制度化されて以来、都道府県および指定都市で指導力不足教員に関する人事管理システムの整備が進められてきたが、それがようやく本格的に動き出すわけだ。

では、これまでの運用結果はどうなっているか。平成14年度の実施結果をみると、実施済み23教委において指導力不足と認定された教員は289人となっている。学校現場の感覚からいうと、この数字は少ないように思う。今後の本格的稼働により、この数字は増えるだろう。

指導力不足教員の人事管理の難しさは、「指導力不足」かどうかの認定にある。で、各教委ともこの点については慎重な対応をしている。

まず、指導力不足教員の定義（認定基準）を定めている教委は47、今後定める予定が12となっており、すべての教委で指導力不足教員の範囲を明確にする努力をしている。

次に、指導力不足教員の判定会議を設置している教委は27、設置予定が32で、最終的にはすべての都道府県・指定都市で設置することになる。さらに、

判定会議に医師を含める教委が22、弁護士を含める教委が20、本人の意見聴取を行う教委が56など、各教委とも指導力不足の認定にかかる手続きの適正化に努めている。

研修後の現場復帰は3分の1

問題は、指導力不足と認定された教員への措置である。文科省調査によると、指導力不足と認定された教員289人のうち、226人が研修を受けている。そして、研修後、現場に復帰した教員が94人、依願退職で辞めた教員が56人、分限免職となった教員が3人、分限休職となった教員が15人となっている。残りがどうなったか明らかではないが、再研修となったケースが多いと考えられる。

これまでのところ、地方教育行政法の改正で導入した教職以外の事務職等への転任のケースは1件もない。これは当初から予想されたことだが、指導力不足教員を他の事務職に転任させることは容易ではないようだ。

しかし、これは地方教育行政法の改正の意義を減ずるものではない。法律改正を契機として、これまで表立って取り上げられなかった「問題教員」への対応に、各教育委員会が本格的に乗り出したわけで、法改正の役割は十分に果たしているというべきである。

指導力不足教員と連動した形で、条件付き採用教員についても教職不適格者を不採用とするケースが増えている。さらに、校長・教頭を対象とした希望降任制度の導入なども行われつつある。人事考課の推進や10年経験者研修の実施等とあわせて、教員の人事管理の適正化が多角的に進んでいることに注目したい。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月20日刊予定・予約受付中！

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)